

## 事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

# Newsletter

〈2024年7月号〉

### 目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1

廃業型私的整理手続利用時に解散決議ができない場合の対処法  
～会社解散の訴え～



2

原資を年金とする預金債権についての差押えの可否  
～東京高裁令和4年10月26日判決にみる差押禁止債権該当性についての具体的判断～



## 廃業型私的整理手続利用時に解散決議ができない場合の対処法 ～会社解散の訴え～

佐藤 俊  
Shun Sato

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

令和4年に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の適用が開始されてから2年が経過し、この間、実務においても多数の事業再生計画案・弁済計画案が策定され、成立しています。

計画案の中には、同ガイドライン第三部が規定する廃業型私的整理手続による弁済計画案も多く含まれます。廃業型私的整理手続の場合は、同ガイドラインの目的の一つである事業清算に伴って債務者企業の解散・清算を実施することが多いと思われませんが、実務上、例えば株主数が相当数にのぼり、株主名簿上の株主が死亡するなどして経営に関心もなく、株主総会における解散決議の定足数を満たさない場合や、同族会社の株主である親族の間で感情的な対立があり、解散決議(特別決議)の要件を満たさない場合など、株主総会決議による解散ができないことにより、債務者企業の清算に支障を来す場面が生じています。

このような事態に直面した場合、破産手続による債務者企業の清算も選択肢の一つかも知れませんが、せっかく同ガイドラインに基づく弁済計画が成立し、又は成立し得る状況にあるにもかかわらず、最終的に債務者企業が破産手続を利用せざるを得ないということになれば、当該債務者企業又はその経営者のレピュテーションの低下は避けられず、せっかくの私的整理手続の意味がなくなってしまいます。

そこで、このような事態を回避するための施策の一つとして、会社解散命令の申請(会社法824条)や、会社解散の訴え(解散判決請求。会社法833条)を利用することはできないでしょうか。本稿では、株式会社を題材に、その解散事由を確認

の上で、会社解散命令と会社解散の訴えについて簡単にご紹介し、廃業型私的整理手続における両手続活用の可能性についてご説明したいと思います。

### 第2 株式会社の解散事由

株式会社の解散事由は、会社法471条に以下のとおり規定されています。

- ・定款上の存続期間の満了
- ・定款上の解散事由の発生
- ・株主総会決議
- ・合併による消滅
- ・破産手続開始の決定
- ・会社解散命令又は会社解散の訴えにより解散を命ずる裁判

株主総会で特別決議ができる案件であれば、同決議により解散して、債務者企業の清算を進めることができますが、本稿ではこの決議が行えないという想定で、会社解散命令と会社解散の訴えの活用可能性について、見ていきたいと思ひます。

### 第3 会社解散命令(会社法824条)

#### 1 解散命令の要件

会社解散命令は、以下のいずれかの要件を満たした場合に発令されます。

- ・設立が不法な目的による場合
- ・正当理由なく1年以内に事業を開始せず、又は引き続き1年以上の事業休止をした場合
- ・業務執行取締役等が権限の逸脱・濫用、又は刑罰法令に

触れる行為をした場合において、法務大臣からの警告を受けたにもかかわらずなお継続又は反復して当該行為をしたとき

## 2 廃業型私的整理手続への適用可能性

廃業型私的整理手続を利用する債務者企業の設立が不法な目的であるとか、業務執行取締役等の権限濫用等がある場面は限られていると思われますので、会社解散命令を利用しようとする場合、そもそも債務者企業が1年間「事業を休止」していることが必要となります。廃業型私的整理手続に入る前から事業休止中であるような債務者企業も存在し得るとは思いますが、そうでなければ会社解散命令の請求まで事業休止から1年間に要することになり、それだけ清算結了が遅れますので、廃業型私的整理手続において、会社解散命令の請求を検討できる事案は限られ、一般的な活用は困難であるものと思われます。

なお、何をもちて事業休止といえるかについては、裁判例上、代表者行方不明等の事情を認定し、「全く更生の見込みがない」場合にこれを認めた例があります(松山地裁西条支部昭和37年9月11日決定)。廃業型私的整理手続に則って事業を廃止した債務者企業が、「事業を休止」したといえるのか否かについては管見の限り先例はありませんが、会社解散命令が、会社制度が濫用され、公益を害する場合に用いられる制度であることに鑑みて、事業休止該当性を判断することになると思われます。

## 第4 会社解散の訴え(会社法833条)

### 1 会社解散の訴えの要件

会社解散の訴えに基づく解散判決は、以下のいずれかの場合において、「やむを得ない事由」があるときになされます。

- ・ 株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき

- ・ 株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき

上記の要件のうち、「やむを得ない事由」というのは、会社の解散以外に会社の正常な運営が確保できず、株主の正当な利益保護のために他に方法がなく、解散が唯一の最後の手段である場合をいうと解されています。この点、廃業型私的整理手続を採る債務者企業の多くがそうであるように、自己破産の申立てにより破産手続開始の決定を受け得る場面においてもなお「やむを得ない事由」があると言えるか否かについては解釈上の対立があるようです。この点については、中小企業活性化協議会が関与した事業再生計画(いわゆる第二会社方式によるもの)に基づき事業を譲渡し、債務超過状態にある債務者企業について、反対株主からの解散への協力が得られる見込みが乏しいことを理由に、「やむを得ない事由」を認めた裁判例が存在します(千葉地裁松戸支部令和5年8月23日判決)。

上記千葉地裁松戸支部判決は、合わせて、①債務者企業は、再生計画に則り、速やかに解散し、特別清算手続において対象債権者に按分弁済をする必要があること、②反対株主の協力がなく、解散の株主総会決議ができないこと、③利益を生み出す事業を行っていないこと、④金融機関等からの借入金の遅延損害金の累積が増大し、金融機関等からの法的手段による債権回収が行われれば対応費用等が発生するおそれが高いことを根拠に、債務者企業に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあると認定しました。

一つの裁判例ではありますが、管見の限りこれと反対の結論を出した裁判例は存在しないようですので、この裁判例の判示に従う限りは、破産原因を抱えつつ廃業型私的整理手続を行う債務者企業に対しても、解散判決がなされる余地があるように思われます。

### 2 会社解散の訴えの原告適格等

会社解散の訴えについては、発行済み株式の10分の1以上

の株式を有する株主等に原告適格があります。そして、会社は被告となります。

会社自らが、自身について解散の訴えを提起することはできず、仮に債務者企業(その代表者)が自らの解散を志向したとしても、10分の1以上の株式を有する株主の協力なくしてこの手続を使うことはできません。

なお、解散判決には対世効がありますので(会社法838条)、被告たる会社が、原告たる株主の訴えを認諾し、主張について自白したとしても、裁判所の判断がこれに拘束されるものではありません(処分権主義・弁論主義の不適用)。

### 3 解散判決後の清算人

解散判決が確定すると、会社は解散することとなりますが、株主総会決議により解散する場合等と異なり、解散前の取締役

役が、自動的に解散後の債務者企業の清算人となることはありません(会社法478条3項)。このような状況の下で債務者企業の清算を進めるためには、裁判所に清算人選任の職権発動を求めるか、利害関係人によって清算人選任の申立(会社法478条3項)を行った上で、裁判所に清算人を選任してもらう必要があります。

### 第5 まとめ

以上のとおり、廃業型私的整理手続を志向するものの、株主総会決議による解散ができない場合であっても、会社解散の訴えと、清算人選任申立を活用することによって、債務者企業の解散・清算を進める余地がありますので、株主総会決議による解散が困難な事例であっても、破産手続によらない廃業・清算の道を諦めずに検討すべきといえるでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

## 原資を年金とする預金債権についての差押えの可否

～東京高裁令和4年10月26日判決にみる差押禁止債権該当性についての具体的判断～

立村達哉

Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

債権者は、確定判決等の債務名義を取得した後、債務者に対して、債務者が第三者に対して有する債権を差し押えることができます。もともと、債務者が第三者に対して有する債権のうち、一部の債権についてはこれを差し押さえることが禁止されています。どのような場合に、差押えが禁止されているか事前に理解しておくことで、有事の際に適切な判断・対応が可能となります。

今回ご紹介する裁判例は、預金債権の原資が年金である場合における預貯金債権の差押禁止債権該当性について、具体的な判断を行っています。

### 第2 差押禁止債権とは

債権執行手続においては、債務者及びその家族の生活保障等の社会政策的配慮等の目的から差押えが禁止される債権があります。これを差押禁止債権といい、大きく分けると、①民事執行法上差押えが禁止されている債権（給料債権など。民事執行法152条）、②特別法上差押えが禁止されている債権、③権利の性質上差押えができない債権に分類することができます<sup>1)</sup>。

このうち、本件の争点と関連する老齢年金（以下「年金」といいます。）について、年金に係る債権の差押えが禁止されています（地方税法331条6項が準用する国税徴収法77条1項及び76条1項）。

### 第3 事案の概要

上記裁判例の事案の概要は、Y市（被控訴人（第一審被

告）が、市県民税を滞納していたX（控訴人（第一審原告））がA銀行に対して有する預金債権の差押処分をし、同預金債権を取り立てたところ、Xが、本件差押処分が違法であるとして、本件差押処分によって取り立てられた預金債権に関する不当利得の返還等を求める本件訴訟を提起したという内容であり、第一審（千葉地裁令和3年7月27日判決）においてXの請求が棄却された後、Xが控訴しました。

#### 1 当事者

X: 本件における控訴人（第一審原告）。Y市の市県民税を滞納。

Y市: 本件における被控訴人（第一審被告）である市。

A銀行: Xが預金口座を有する金融機関。本件差押処分における第三債務者。

#### 2 時系列

- 平成25年1月から平成29年6月まで: Xの住所がY市にあった。
- 令和2年5月12日: Y市は、Xが滞納していた市県民税の時効を中断するため、未納であった市県民税について督促状を送したが、同督促状は宛所に尋ね当たらずとの理由で返戻された。
- 令和2年5月15日: Y市は、Xの住所を調べるため、その戸籍の附票の交付を請求し、同年6月1日、これを入手して、Xの新住所を把握したが、その間の同年5月21日に、Xが滞納していた市県民税のうちの一部が時効消滅した。

1: 相澤眞木=塚原聡編著「民事執行の実務 債権執行・財務調査編(上)(第5版)」235頁(きんざい、令和4年)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。

- ④ 令和2年6月2日:Y市は、Xの住所に宛てて、本件滞納税について督促状を送したが、同督促状は返戻され、時効中断事由である催告として効果が発生したか否かについて疑義が生じた。
- ⑤ 令和2年6月12日:Xが市県民税の本税及び延滞金の合計8万3000円を滞納していたところ、本件滞納税のうち平成26年度分が同月21日に時効消滅することを阻止するため、Y市はXに対してA銀行に対する債権差押処分を行った。
- ⑥ 令和2年6月15日:第三債務者であるAに対して債権差押通知書が届いた。
- ⑦ 令和2年7月7日:Y市がA銀行に対しての取立てをし、Y市はA銀行から6万6326円の支払いを受けた。
- ⑧ 令和2年11月18日:XがY市に対して本件訴訟を提起した。

#### 第4 検討(その他の裁判例等の状況)

本判決以前にも、年金等の振込により発生した預金債権の差押禁止債権が問題となった事例として最判平成10年2月10日判決の事例があります。差押禁止債権を受働債権とする相殺は債権者に対抗できない(民法510条)ところ、この事例において、裁判所は、「労災保険金の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の預金口座に振り込まれると、それは受給者の預金債権に転化し、受給者の一般財産になるから、右預金債権は原則として差押等禁止債権としての属性を承継せず、したがって、これを受働債権とする相殺は禁止されない。」とし、年金等の振込により発生した預金債権については、差押禁止債権に該当しないことを前提として相殺が禁止されない旨の判示をしました<sup>2</sup>。

一方、今回ご紹介した裁判例(東京高裁令和4年10月26日

判決)では、預金債権であるからといって、その一事をもって差押禁止債権に該当する旨判示されておらず、第5の1で述べたとおり、(差押えが禁じられた)「給与に係る債権」の差押えと実質的に同視できるかという観点から、差押禁止債権該当性を判断したという点で、最判平成10年2月10日判決との間で、その判断枠組みに違いがあります。

その他近年の裁判例には、実質的に差押禁止の趣旨に反するなどとして、差押えを違法と判示した事例もあります。例えば、神戸地裁尼崎支部令和3年8月2日判決では、生活保護費及び国民年金等が振り込まれた預金口座に係る預金債権に対する差押えについて、「法律上の原因」の有無(差押禁止債権該当性)が問題となったところ、裁判所は、「差押禁止財産に当たる本件各給付金が入金された直後に、これによって発生したものをほぼ全とす預金債権を差し押さえたものであり、実質的に、本件各給付金を受ける権利自体を差し押さえるに等しい」として、かかる差押え後になされた取立てについて「法律上の原因」を欠くものと判示しました。また、広島高裁松江支部平成25年11月27日判決では、児童手当に対する差押えについて「法律上の原因」の有無(差押禁止債権該当性)が問題となり、「処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた9分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められる」として、「法律上の原因」を否定しました。以上の裁判例からすると、近年は、形式的に差押禁止債権か否かを検討するのではなく、差押禁止債権該当性が実質的に判断されるようになったものとも考えることもできます。

2:ただし、これは原判決(札幌高裁平成9年5月23日判決)の判旨であって、最判平成10年2月10日判決は、原審の判断は正当として是認できるとのみ判示しています。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】